⑶　特定後契約を締結するまでに、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。
⑷　契約書作成の要否　要
⑸　技術提案書のヒアリングを行う。
⑹　関連情報を入手するための照会窓口　上記３⑴に同じ。
⑺　上記２⑴イに掲げる級別の格付を受けていない者も上記３⑶の参加表明書を提出することはできるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合、技術提案書を提出するためには、技術提案書を提出する時点において、級別の格付を受け、技術提案書の提出者に要求される資格を有していなければならない。
⑻　詳細は説明書による。
5　Summary
⑴　Classification of the services to be procured : 42
⑵　Subject matter of the contract : Architectural design of a newly-founded main buill-ding and others at Fukuoka hospital
⑶　Time-limit to express interests by electronic bidding system : June 22, 2018, 5 : 00 P.M.
⑷　Time-limit for the submission of proposals by electronic bidding system : October 21, 2018, 5 : 00 P.M.
⑸　Contact point for documentation relating to the proposal : Contract Division, Kyushu Defense Bureau, MOD, 2―10―7, Hakataeki-higashi, Hakata-ku, Fukuoka-shi, 812―0013, TEL : 092―483―8829

資　格

競争参加者の資格に関する公示

福島第２地方合同庁舎設計業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。
平成30年６月12日
東北地方整備局長　津田　修一

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　04
1　業務概要
⑴　業務名　福島第２地方合同庁舎設計業務
⑵　業務内容　本業務は、福島県福島市において計画されている福島第２地方合同庁舎の新築についての設計業務である。
⑶　履行期限　履行期間は以下の期間を予定している。
契約締結の翌日から平成32年２月28日
2　申請の時期
平成30年６月12日から平成30年６月26日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。
なお、平成30年６月27日以降当該業務に係る技術提案書の提出の時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該提出の時までに審査が終了せず、技術提案書を提出できないことがある。
3　申請の方法
⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（建設コンサルタント業務等）」（以下「申請書」という。）は、東北地方整備局ホームページ（http://www.thr.mlit.go.jp）から入手するものとする。
⑵　申請書の提出方法及び提出場所　申請者は、申請書に福島第２地方合同庁舎設計業務設計共同体協定書（４⑷の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
提出場所　〒980―8602 宮城県仙台市青葉区本町三丁目３番１号仙台合同庁舎Ｂ棟　国土交通省東北地方整備局総務部契約課工事契約調整係　電話022―225―2171㈹
⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。
4　設計共同体としての資格及びその審査
次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定する。それ以外の設計共同体については、「競争参加者の資格に関する公示」（平成30年３月30日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「平成30年３月30日付け公示」という。）６（測量・建設コンサルタント等業務）の⑴から⑷までに掲げる項目について総合点数を付与して設計共同体としての資格があると認定する。
⑴　組合せ　構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。
①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
②　東北地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成29・30年度建築関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
③　東北地方整備局長から地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けていないこと。
④　平成30年３月30日付け公示５（測量・建設コンサルタント等業務）の①から⑤までに該当しない者であること。
⑵　業務形態
①　構成員の分担業務が、業務の内容により、福島第２地方合同庁舎設計業務設計共同体協定書において明らかであること。
②　一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、福島第２地方合同庁舎設計業務設計共同体協定書において明らかであること。
⑶　代表者要件　構成員において決定された代表者が、福島第２地方合同庁舎設計業務設計共同体協定書において明らかであること。
⑷　設計共同体の協定書　設計共同体の協定書が「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」（平成10年12月10日付け建設省厚契発第54号、建設省技調発第236号、建設省営建発第65号）の別紙１に示された「○○設計共同体協定書」によるものであること。
5　一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い４⑴②の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も２及び３により申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格が認定されるためには、４⑴②の認定を受けていない構成員が４⑴②の認定を受けることが必要である。また、この場合において、４⑴②の認定を受けていない構成員が、当該業務に係る技術提案書の提出の時までに４⑴②の認定を受けていないときは、設計共同体としての資格がないと認定する。
6　資格審査結果の通知
「競争参加資格認定通知書」により通知する。
7　資格の有効期間
６の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格の認定の日から当該業務及び福島第２地方合同庁舎設計その２業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。
8　その他
⑴　設計共同体の名称は、「福島第２地方合同庁舎設計業務△△・××設計共同体」とする。
⑵　当該業務に係る特定手続に参加するためには、技術提案書の提出の時において、設計共同体としての資格の認定を受け、かつ、当該業務の「公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））」（平成30年６月12日付け支出負担行為担当官東北地方整備局長）に示すところにより技術提案書の提出者として選定されていなければならない。

招　請

意見招請に関する公示

次のとおり調達物品の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。
平成30年６月12日
支出負担行為担当官
衆議院庶務部副部長
庶務部会計課長事務取扱　二階堂　豊
◎調達機関番号　001　◎所在地番号　13
1　調達内容
⑴　品目分類番号　14、71、27
⑵　借入件名及び数量
平成30年度衆議院インターネット審議中継システム機器一式借入
2　意見の提出方法
⑴　意見の提出期限　平成30年７月２日17時00分（郵送の場合は必着のこと。）
⑵　提出先　〒100―0014 東京都千代田区永田町１―７―１　衆議院庶務部電気施設課契約係　窪田　桂子　電話03―3581―5111　内線35300
3　仕様書案の交付
⑴　交付期間　平成30年６月12日から平成30年７月２日まで。
⑵　交付場所　上記２⑵に同じ。